

学校給食費を無償化するための財政措置を求める意見書

学校給食は、学校給食法に基づき実施され、成長期にある児童生徒の心身の健全な発達のため、豊かな食事を提供するとともに、食材を通じた食育も行われており、その意義は大きく、学校教育の大きな柱となっている。

昨今の物価高騰を受け、本市においても、国の交付金を活用し、保護者負担の軽減に努めているところであるが、保護者が負担する学校給食費は、義務教育にかかる様々な費用の中で最も重い負担となっている。

近年、独自に学校給食費の無償化を実施している自治体があることは承知しているが、仮に本市において無償化した場合、年間約2.6億円の一般財源が毎年必要となり、財政への影響も懸念される。

よって、国におかれては、自治体の財政力によって給食制度の格差が生じないように、全国すべての学校給食費を無償化するため、自治体への財政措置を行うことを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年9月29日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
財務大臣
文部科学大臣

あて

三木市議会議長 松原久美子